



13教職第1
平成13年6月21日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

「期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）」の一部改正について（通知）

このことについて、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年第37号）、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年人事委員会規則第31号）及び人事委員長通知「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正に伴い、「期末手当及び勤勉手当の支給について」（平成11年6月24日11教職第174号）を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、貴管内の学校へも周知をお願いします。

記

- 1 2 期末手当額の算定③支給割合の表及び（注）を次のように改める。

③支給割合

区 分		3月支給分	6月支給分	12月支給分
支給割合	再任用職員 以外の職員	$\frac{55}{100}$	$\frac{145}{100}$	$\frac{160}{100}$
	再任用職員	$\frac{30}{100}$	$\frac{70}{100}$	$\frac{90}{100}$

（注）上記は平成13年度の割合であり、公立学校職員の給与に関する条例（第22条第2項及び第3項）が改正された場合には、改正後の割合に読み替える。

2 3 勤勉手当額の算定③成績率の表を次のように改める。

③成績率

区 分		6月支給分	12月支給分
再任用職員以外の職員	勤務成績が特に優秀な職員	$\frac{80}{100}$ 以上	$\frac{75}{100}$ 以上
	勤務成績が優秀な職員	$\frac{70}{100}$ 以上 $\frac{80}{100}$ 未満	$\frac{65}{100}$ 以上 $\frac{75}{100}$ 未満
	勤務成績が良好な職員	$\frac{60}{100}$	$\frac{55}{100}$
	上記以外の職員	$\frac{60}{100}$ 未満	$\frac{55}{100}$ 未満
再任用職員	勤務成績が優秀な職員	$\frac{30}{100}$ 超	
	勤務成績が良好な職員	$\frac{30}{100}$	
	上記以外の職員	$\frac{30}{100}$ 未満	

3 (参考) 休職者等及び休職期間等の取扱いを次のように改める。

	基準日において休職者等である場合の取扱い(支給の有無)	基準日において休職者等でない場合、及び左の期末手当の欄の2に該当する場合の休職期間等の取扱い(期間への反映)
期 末 手 当	1 基準日において、次に該当する者は不支給 ・ 無給休職者 ・ 刑事休職者 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ (外国籍条約による)無給派遣職員 ・ 大学院修学休業職員 2 基準日において、次に該当する者は支給 この場合、手当額は本通知の2により算定した額に、原則として各々次の割合を乗じた額となる。(条第27条) ・ 有給病気休職者(公務傷病等によるもの) : 100/100 ・ 有給病気休職者(上記以外) : 80/100 ・ 研究休職者 : 70/100 ・ (災害による)所在不明休職者(公務災害等によるもの) : 100/100 ・ (災害による)所在不明休職者(上記以外) : 70/100 なお、有給派遣職員は、全額支給される。 ・ 育児休業職員(勤務した期間がある場合) : 100/100 ・ 看護欠勤職員(勤務した期間がある場合) : 100/100	在職期間から次の期間が除算される。 <全期間が除算されるもの> ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 <1/2の期間が除算されるもの> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (災害による)所在不明休職期間 ・ 育児休業期間 ・ 看護欠勤期間 ・ 大学院修学休業期間
勤 勉 手 当	1 基準日において、次に該当する者は不支給 ・ 病気休職者(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職者 ・ 研究休職者 ・ (災害による)所在不明休職者 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ (外国籍条約による)派遣職員 ・ 大学院修学休業職員	勤務期間から次の期間が除算される。 <全期間が除算されるもの> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (災害による)所在不明休職期間 ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 ・ 育児休業期間 ・ 看護欠勤期間 ・ 給与を減額された期間(8時間未満除く。) ・ 週休日等を除いた介護休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 部分休業が90日を超える場合の勤務しなかった期間 ・ 大学院修学休業期間